

2013年6月28日
 SMBC日興証券株式会社

「日興ファンドラップ一任型」の最低投資金額の引き下げについて

SMBC日興証券株式会社は、2013年7月1日より、投資一任運用サービス「日興ファンドラップ一任型」のサービス内容を改定し、最低投資金額を従来の1,000万円から300万円に引き下げます。

当社は、厳選された投資信託を投資対象とし、お客様一人ひとりの投資目的や投資方針に即した最適なポートフォリオを提案する包括的な投資一任運用サービスとして、2006年10月に「日興ファンドラップ一任型」の取扱いを開始し、お客様の幅広い資産運用ニーズにきめ細かくお応えしてまいりました。

「日興ファンドラップ一任型」の最低投資金額を300万円に引き下げる事により、より多くのお客様に投資一任運用サービスをご提供することが可能になると考えております。

当社は、『国内外において質の高いサービスを提供する本邦 No.1 の総合証券会社』を目指し、引き続きお客様を中心に考え、より高いサービスを提供してまいります。

<日興ファンドラップ一任型のサービス概要(2013年7月1日以降)>

項目	概要
口座開設	・日興ファンドラップ専用口座の開設は随時可能
計算期間	・日興ファンドラップ手数料および日興ファンドラップ投資一任報酬を計算するために、1年を3ヶ月毎に区分したそれぞれの期間 (1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで)
運用開始	・運用開始は口座開設の翌営業日以降、随時可能 ただし、各計算期間最終営業日の2営業日前14時から最終営業日までの期間を除く ・最低投資金額は300万円以上1万円単位
契約更新	・初回更新日：口座開設から1年後の応当日が属する計算期間の期初の日(自動更新) ・次回更新日：初回更新日から1年後の応当日(その後も同様に自動更新) 更新日の10営業日前14時までには契約更新を行わない旨の意思表示を行った場合は、契約更新を停止
モデル変更	・モデル変更は、以下の期間を除き、随時可能 ① 投資一任契約成立日の属する計算期間 ② モデル変更を行った日の属する計算期間 ③ 計算期間最終営業日の9営業日前14時から最終営業日までの期間 ④ 投資信託等の売買に係る約定または現金化が完了していない取引がある場合は、その完了する日までの期間

追加投資	<ul style="list-style-type: none"> ・原則随時可能 ただし、各計算期間最終営業日の2営業日前14時から最終営業日までの期間、および投資信託等の売買に係る約定または現金化が完了していない取引がある場合はその完了する日までの期間を除く ・追加投資金額は100万円以上1万円単位
一部解約	<ul style="list-style-type: none"> ・投資一任契約成立日が属する計算期間とその翌期の計算期間経過後、随時可能 ただし、各計算期間最終営業日の9営業日前14時から最終営業日までの期間、および投資信託等の売買に係る約定または現金化が完了していない取引がある場合はその完了する日までの期間を除く ・1万円以上1万円単位 (前営業日における運用資産の評価額から一部解約金額を差引いた金額が300万円に満たない場合は不可)
全部解約 (投資一任契約の解除)	<ul style="list-style-type: none"> ・投資一任契約成立日が属する計算期間経過後、随時可能 ただし、各計算期間最終営業日の9営業日前14時から最終営業日までの期間、および投資信託等の売買に係る約定または現金化が完了していない取引がある期間は、当該期間の直後の営業日を解除日として運用資産の現金化を開始

以上

「日興ファンドラップ一任型」サービスの詳細な内容に関しましては、以下の書類をご覧のうえ、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

- 契約関係書面集(法人のお客様は法人用)
 - ・ 金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約締結前交付書面に係る契約変更書面
 - ・ 日興ファンドラップ一任型における投資一任契約に係る契約締結前交付書面
 - ・ 日興ファンドラップ一任型取引説明書
 - ・ 日興ファンドラップ専用口座約款
 - ・ 日興ファンドラップ投資一任契約基本約款
(5書面合冊)
- 投資信託説明書(交付目論見書)

「日興ファンドラップ一任型」サービスのリスク

投資一任運用の結果はすべてお客様に帰属します。また、投資対象となる投資信託等の市場リスク・信用リスク等や、運用資産の一部解約または投資一任契約の解除の制限等に伴うリスクがあると考えられます。そのため、お客様は日興ファンドラップ一任型取引を行うことにより、損失を被り、または投資元本を割込むおそれがあります。したがって、お客様の投資元本は保証されているものではありません。

なお、お客様にご投資いただく投資信託等および投資の比率は、お客様ご自身のリスク許容度、投資一任運用開始の時期または保有時期によって異なります。

「日興ファンドラップ一任型」サービスに係る費用等について

▼日興ファンドラップ手数料、および日興ファンドラップ投資一任報酬

日興ファンドラップ専用口座へ金銭を入金した日(投資一任契約成立日・追加投資日)、またはあらかじめ定められた計算期間^{※1}の期初営業日から9営業日後に、先払いにてお支払いいただきます。算出方法は以下の通りです。

- ① 日興ファンドラップ手数料として最大年率 0.945%(税込)、日興ファンドラップ投資一任報酬として最大年率 0.315%(税込)の料率を、計算対象資産額^{※2}に乗じます。
- ② ①で算出された金額に対し、計算対象日数^{※3}に対して1年365日(閏年も366日とはしません。)とする実日数日割計算で期間按分します。

なお、お支払いいただく「日興ファンドラップ手数料」および「日興ファンドラップ投資一任報酬」の金額については、計算対象資産額、および計算対象日数が変動するため、事前に明示することができません。また、運用資産の一部を解約された場合、または投資一任契約を解除された場合等においては、すでにお支払いいただいた「日興ファンドラップ手数料」および「日興ファンドラップ投資一任報酬」はお返しいたしませんのでご注意ください。

※1「計算期間」:1年を1月から3ヶ月毎に区分したそれぞれの期間をいいます。

※2「計算対象資産額」:当初投資金額・追加投資金額、または直前の計算期間最終営業日におけるすべての運用資産の合計額をいいます。

※3「計算対象日数」:投資一任契約成立日・追加投資日、または計算期間の期初から、各計算期間末日までの実日数をいいます。

▼投資信託の管理報酬等

日興ファンドラップ一任型取引は各種有価証券等に投資する投資信託等で運用されるため、各投資信託に係る管理報酬等をお客様が間接的に負担することになりますが、これらの費用およびその合計金額は分散投資における資産配分の状況、運用による入れ替えやその時々取引内容、各投資信託の保有期間や時価変動等によって変動するため、あらかじめ具体的な金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を具体的に記載することができません。

2013年5月現在、主な投資対象として想定する投資信託は、「日興グローバル・ファンズ」の傘下にある投資対象資産別のファンド・オブ・ファンズとなっています。このファンド・オブ・ファンズに投資する場合、純資産総額に対して最大年率 1.035%を乗じて得た額が、管理報酬等としてファンド・オブ・ファンズの資産から控除されます。また、その他費用として、各ファンド・オブ・ファンズの設立や開示に関する費用等が、各ファンド・オブ・ファンズの資産から控除されます。これらの費用等は上記と同様の理由により具体的な金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を具体的に記載することができません。

さらに、お客様は、そのファンド・オブ・ファンズが買付ける投資信託の管理報酬等についても間接的にご負担いただくこととなります。ファンド・オブ・ファンズが買付ける投資信託の管理報酬等は上記と同様の理由により具体的な金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を具体的に記載することができませんが、2013年5月現在では、各ファンド・オブ・ファンズが買付ける投資信託の管理報酬等の上限は年率 3.0%程度となっております。また、個々の投資信託の中には別途実績報酬が課されるものもあります。

商号等	SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会